

令和7年度山形県「未来に伝える山形の宝」登録制度推進事業費補助金
(文化財継承基盤強化支援事業) 交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、地域に残る有形・無形の様々な文化財の保護・活用を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくため、「未来に伝える山形の宝」登録制度実施要綱（平成25年11月21日付け文生第1134号。以下「実施要綱」という。）に基づき「未来に伝える山形の宝」に登録された団体（以下「登録団体」という。）が次条に規定する事業を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で登録団体に対し補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別に定めるところにより、文化財継承基盤強化支援事業として知事が採択した事業で、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる取組みを行うことを内容とするものとする。

(1) 普及啓発事業 次に掲げる取組み

- イ 構成文化財の周知、公開、披露等に関する取組み（第3号に掲げるものを除く。）
- ロ 構成文化財を活用した教育、学習、体験等の機会の創出に関する取組み
- ハ 構成文化財の継承のための用具の新調又は修理
- ニ 構成文化財の防災又は防犯のための機器又は設備の設置
- ホ 構成文化財の活用のための看板等工作物の設置

(2) 人材育成事業 構成文化財の保存又は活用のための人材の育成に関する取組み

(3) 情報発信事業 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて構成文化財の情報を発信するための取組み

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1登録団体につき、前条の採択を受けた日以後における補助事業の実施に直接要する別表に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は1,000,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 登録団体は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び

当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、登録団体に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1）補助金の額の増を伴う変更

（2）補助対象経費の10分の2を超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第4条第1項各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書（規則別記様式第2号）の提出は、令和7年9月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して翌月10日までにを行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和8年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

（1）事業成績書（別記様式第1号）

（2）収支精算書（別記様式第2号）

（3）その他知事が必要と認める書類

- 2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした登録団体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした登録団体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

- 2 登録団体は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第8号）に資金計画書（別記様式第9号）を添付して知事に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第10条 登録団体は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

別表（補助対象経費）

区 分	内 容
謝金	委員、講師等に対する謝金（登録団体（その構成員等を含む。）及びその構成文化財の関係者に係るものを除く。）
旅費	講師等の交通費、宿泊費、旅費
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、書籍等（単価 5 万円未満のものに限る。）の購入費
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、ボランティア保険料等
委託料	設計、工事監理、専門機関への調査、環境整備等の委託料
使用料及び賃借料	会議室等使用料、機器・設備等のリース料又はレンタル料
原材料費	原料又は材料の購入費
工事請負費	防災・防犯設備又は看板等工作物の工事に要する経費
備品購入費	備品（単価 5 万円以上の物品）の購入費
その他	その他知事が必要と認める経費